

財務省告示第二百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百五十七回）

二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に

の法律及びその 関する法律（平成十八年法律第十一号）第二十一条及び特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

一項 社債等の振替に関する法律（平

三 振替法の適用等 成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による価格競争入札（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に「価格競争入札」において

定められた利率をその利率とし、

価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額に各申込みの応募

価格を募入額に各申込みの応募

価格を募入額に各申込みの応募

価格を募入額に各申込みの応募

価格を募入額に各申込みの応募







